

# VII

---

## 公共的施設の統合整備

## VII 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特殊性と利便性に充分配慮するとともに、地域間のバランスや財政的な事情などを考慮して実施します。

また、住民サービスの低下を招かないよう、支所機能の充実を図るとともに、既存施設の運営・利用状況・効果を再検討しながら、新市全体における公共的施設の統合整備を図ります。



関市役所



関市洞戸事務所



関市板取事務所



関市武芸川事務所



関市武儀事務所



関市上之保事務所